

福祉局介護保険認定調査関連事務に係る 会計年度任用職員（特定事務）募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

介護保険認定調査関連事務

- ・認定調査委託契約に関する事務
- ・調査員の研修に関する事務
- ・委託先検査（訪問含む）等

3. 応募資格

- ・介護支援専門員・保健師または看護師の資格を有し、介護保険に関する実務経験がある人。
- ・Word、Excel を使用して文書作成・集計作業等の基本操作ができる人（資格不問）
- ・地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。
（4 回まで最長 5 年）

5. 勤務条件等

（1）基本給

月額：約 209,000 円 ※地域手当に相当する報酬含む。昇給はしません。

年収：約 347 万円（初年度は約 313 万円） ※地域手当に相当する報酬、期末勤勉手当含む。

（2）諸手当等

期末手当・勤勉手当（年間約 96 万円）、時間外勤務手当、通勤手当（上限あり）等

※在職期間・勤務期間に応じて期末手当・勤勉手当の支給割合を決定するため、初年度の期末手当・勤勉手当は年間約 63 万円です。

※基本給及び諸手当は、給与改定等をうけて変更されることがあります。

(3) 勤務時間・日数

8 時 45 分～17 時 30 分（休憩 60 分）・週 4 日（31 時間）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。（月平均 5 時間程度）

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、週のうち所属から指定された曜日

(5) 休暇

年次有給休暇，特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市福祉局介護保険課（神戸市役所 1 号館 4 階）

(7) 福利厚生

健康保険（共済短期），厚生年金，雇用保険，公務災害補償等

※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1 か月（再度任用する場合も同様）

(9) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。

①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合

（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）

②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合

③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

6. 選考方法

書類選考（履歴書・志望動機書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し合格者を決定します。

・面接日：2025 年 2 月 21 日（金曜）午前 予定

（詳細は書類選考合格者にお知らせします。）

7. 申込方法

①提出書類

履歴書・志望動機書（600字程度志望動機を記載したもの。）

※ともに様式は問いません。

※必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「8. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③受付期間

2025年1月6日（月曜）～2025年1月24日（金曜）消印有効

8. 問い合わせ・書類提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市福祉局介護保険課業務改善担当

電話：078-322-6327（直通）

※平日9時から17時まで受付（12時から13時を除く）

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。